

「二月二五日革命」後のエジプト政治と ムスリム同胞団

横田貴之

はじめに

二〇一一年二月二日、約三〇年間にわたってエジプトを統治してきたフスニー・ムバラク (Husni Mubarak) が政権が崩壊した。一月二五日に行われた大規模な反政府デモが政権崩壊の契機となったため、この政変は一般には「二月二五日革命」と呼ばれる。政権崩壊後は、全権を掌握した軍最高評議会の下で暫定統治が行われている。現在、民政移管に向けて、二〇一一年一〜一二月に人民議会選挙、二〇一二年にシューラー（諮問）議会選挙と大統領選挙が予定されており、依然としてエジプトの行方に関心する世界の耳目が集まっている。

この政変で先導的な役割を果たしたのは、ツイッターやフェイスブックで反ムバラク・デモを呼びかけた「四月六日運動」や「我らは皆ハリッド・サイド」など青年層を中心とする諸運動であった。彼らの呼びかけへ都市部を中心に多数の国民が応え、ムバラク退陣を要求する反政府デモがエジプト全土へ拡大した。「二月二五日革命」が国民的な広がりを持った大きな要因としては、イデオロギー性や宗教性を排し、広く国民が参加できる場を創出したという点があげられる（酒井二〇一一年四〇―四五）。それまでのエジプトにおける反政府運動の主役は、同国最大のイスラーム主義運動ムスリム同胞団 (Jama'at al-Islam al-Muslimin 以下「同胞団」と略す) であった。しかし、今回の政変では、青年運動など新たに登場してきた運動、そしてそれに呼応した「普通」の国民が大きな注目

を集めた。老若男女のさまざまなエジプト人があたかもピクニックに出かけるようにデモに参加している姿を、テレビ画面を通じて観た方も多いであろう。この出来事は、一部の政党・政治勢力に独占されたものではなく、「民衆革命」と呼ぶにふさわしいものであった。

一方、政変後のエジプトでは、同胞団に大きな注目が集まっている。六月六日には、「自由公正党 (Hizb al-Hurriya wa al-'Adala 英語表記は Freedom and Justice Party: FJP)」の結成認可が下り、同胞団は長年の宿願であった合法政党設立を達成することができた。現在、次期人民議会選挙でのFJPの躍進が予想されるなど、同胞団は政変後のエジプト政治の主役の一つとなっており、その存在感は増しつつある。

「一月二五日革命」はイデオロギーと宗教性を排した「民衆革命」であり、それまでの反政府デモの主役であった同胞団が表に現れない政変であった。しかし、現在のエジプト政治では、社会と政治のイスラーム的改革を求める同胞団が影響力を強めている。では、同胞団はいかにして、政変後のエジプトで政治的に台頭することができたのであろうか。この問いについては、「一月二五日革命」の先導役であった青年運動の分裂、旧与党国民民主党 (NDP) の解散、政変後の政治的自由の拡大など、さまざまな論点からの分析が可能であろう。本稿では、とくに同胞団

の活動や変化に着目して、この問いに対する論究を行いたい。これは、管見のかぎりでは、同胞団自体に着目した分析ははまだ見られないためである。本稿では、同胞団が政変後に勢力を伸張しえた理由を、①同胞団の政変への対応、②政変後の同胞団の現実主義路線、③自由公正党の設立、④同胞団の社会活動、の四点から考察する。

Ⅰ ムスリム同胞団の政変への対応

「四月六日運動」などの青年運動が呼びかけた一月二五日の大規模デモの成功を端緒に、「反ムバラク」を標榜する抗議デモへ多数の一般国民が合流し、反政府デモが国民的な拡大を遂げる形で「一月二五日革命」は推移した。そして、社会からの圧力に耐え切れなくなったムバラク政権は、軍によって引導を渡される形で崩壊した。しかし、反ムバラク・デモが始まった当初、同胞団の名前はあまり聞かれることなく、デモが拡大するにつれて徐々にその名が聞かれるようになった。これまでの反政府デモの主役であった同胞団は、なぜこの政変において脇役に回ったのであろうか。

政変の初期段階において、同胞団はデモ隊への共感を表明しつつも、組織単位での反ムバラク・デモへの合流に

ついでには、慎重な姿勢を崩さなかった。その理由の一つとして、ムバラク政権下で同胞団が置かれてきた状況をあげることができよう。ラストオカル (Lutfi Okar 2005) によれば、ムバラク政権に属する支配エリートは、既存体制の小規模な変革を求めるとみなす「穏健派」と、大規模な変革を求めるとみなす「急進派」との二つに、反体制運動を区別する。そして、前者を合法的な公認野党として「公的政治領域」に取り込み、後者を非合法法として排除することにより、反体制運動を分断して体制安定化・存続を図る「分断型競合構造」を制度化してきた。

非合法組織である同胞団は、ムバラク政権下で原則的に「公的政治領域」からは排除された。しかし、「政権打倒は主張しない」という暗黙の「ゲームのルール」に従うことにより、メンバーを無所属議員として人民議会に送り込むことが容認されるなど、限定的ながらも「政治領域」におけるコオプテーション（取り込み）という利益にあずかってきた（横田二〇一〇）。同胞団とムバラク政権は一種の共存関係にあつたともいえよう。

同胞団と政権の関係を考える上でさらに重要なのは、同胞団が社会において広く展開する社会活動である。その詳細については後述するが、同胞団の社会活動の多くはムバラク政権下でも合法的地位を得ていた。同胞団は政治的には非合法法であるが、エジプト社会では彼らの多様な社

会活動が見られた。公共サービスの不足を同胞団の社会活動が補っていたこともあり、ムバラク政権下では同胞団の社会活動は基本的に合法的な地位を獲得していた。上述の「ゲームのルール」に従うことで、「社会領域」におけるコオプテーションがなされていたと考えられる。そのため同胞団は、組織存続のために政権との全面的対立の回避に努めてきた。

一方、青年運動などが主導した反ムバラクの抗議デモは、明確に政権打倒を主張するものであった。ムバラク政権打倒を目指すということは、「ゲームのルール」を破る行為であり、同胞団にとっては、政治活動だけでなく組織基盤を形成する社会活動をも危険にさらす「賭け」であった。それゆえ、同胞団は政変初期に慎重姿勢を取ったと考えられる。

しかし、一月二五日に反ムバラクを掲げる大規模デモが成功し、政権打倒の声が急速に拡大するなかで、同胞団は組織をあげて反政府デモへの合流に踏み切った。与党国民民主党 (NDP) 本部の炎上、政権の治安維持機能の低下、軍の不介入方針などから、ムバラク政権の存続に「赤信号」がともつたと判断したのであった。そして、一月二九日付の最高指導者ムハンマド・バディーウ (Muhammad Badī) の声明³において、同胞団はムバラク政権打倒の意思を明らかにした。そこでは、NDP 排除

や移行政権樹立を求め、目標達成までは反政府デモを継続する旨が述べられ、それまでの慎重姿勢から、政権打倒の明確な表明へと踏み出したのであった。

反政府デモに合流した同胞団にとっては、ムバラク大統領の辞任など、組織存続を可能とする成果を達成することが重要な課題となった。それゆえ、メンバーや支持者に反政府デモへの参加を強く訴えかけるなど精力的な活動を展開した。この頃から、報道などで同胞団の名前が徐々に登場するようになったのである。ムバラク支持派が馬やラクダでタハリール広場に突入し、反政府デモ隊と衝突した際には、多くの同胞団メンバーがその襲撃に対抗したといわれる（川上二〇一一・二六―三〇）。

では、なぜ同胞団は抗議デモにおいて存在感が薄いという印象を持たれたのか。一連の反政府デモにおいて、同胞団はこれまでのようにイスラーム的な主張を掲げることがほぼなかった。デモ参加者のなかには、同胞団のイスラーム的な主張に批判的な者も多く、また後発の同胞団によるデモの乗っ取りに対する警戒もあったため、同胞団はデモの分裂を回避するために自己主張を控えたと考えられる。デモにおける存在感の顕示ではなく、組織存続のために政権打倒が彼らの最重要の目標であったのである。反政府デモが内部対立で失敗することは必ず避けなければならないと同胞団は考えたのではなからうか。

二月一日のムバラク大統領辞任によって、今回の政変は終結を迎え、また同胞団も組織存続に成功した。さらに、同胞団は反政府デモへの参加・貢献により、政変後のエジプトにおける発言力の確保にも成功した。いわば、政変後のエジプト政治における「正統性」を担保することに成功したもいえよう。

Ⅱ 同胞団の現実主義路線

一月二五日革命以後の同胞団の政治的台頭を考える際、同胞団の現実主義路線も重要な要因の一つである。それを示す好例がある。

一月三一日、イスラエルのネタニヤフ首相がエジプトの「イラン化」を懸念する発言をしたが、同胞団の台頭を念頭に置いていることは明らかであった。同胞団はイスラエルとの和平条約を公式には認めず、それまで反イスラエルのな主張を繰り返してきたため、イスラエルや米国で懸念が生じていた。実際に、副最高指導者ラシャード・バイユーミー (Rasād al-Bayūmī) が和平条約破棄に言及するなどの事態が見られた。しかし、同胞団としての判断は、現実的なものであった。政変の早い段階で既存の条約・合意を尊重する意向が公式ウェブサイトに記載され

た。同胞団幹部イサム・イルヤーン (Isam al-Iryan) は、和平条約について判断するのは同胞団ではなく国民であると述べ、和平条約の存廃論議を事実上棚上げした。また、「イラン型の宗教国家」はイスラームの教えに反するものだと述べ、これに強く反対した。これは、対外的なメッセージであるだけでなく、政変後に重要な政治主体になるであろうと当時見られていた軍部に対するメッセージでもあったと考えられる。また、同胞団は次の大統領選挙で候補者を擁立せず、議会選挙でも過半数を占める意思はないと明らかにした。この発言は同胞団の政治的台頭に対する国内外の懸念を念頭に置いたものである。こうした現実主義的な対応は、同胞団が政変後のエジプト政治で一定の位置を占める上で不可欠のものであると考えられる。

同胞団の現実主義路線の背景には、近年台頭が著しい「七〇年代世代」メンバーの存在がある。「七〇年代世代」とは、主に一九五〇年代に生まれ、一九七〇年代に大学での学生運動を経てから同胞団に参加した人々である。古参メンバーの多くが社会活動に従事しているのに対して、「七〇年代世代」の多くは政治活動に従事しており、人民議会議員としての活動や他の政党・政治勢力との折衝などを通じて現実的な政治手法を身に付けている。今回の政変において、同胞団内で指導的な役割を果たしたのは彼らであった。昨今、同胞団では世代交代が徐々に進んでおり、

それは選挙綱領などでのシャリーア (イスラーム法) 施行要求の減少にも表れていた (横田二〇一〇)。現在の同胞団では、シャリーアの全面的施行を主張する声は稀である。「イスラーム的権威」と「民主主義制度」の両立を原則に、共和制・立憲制・議会制・民主制の堅持が彼らの主張となっている。

政変後、同胞団の現実主義路線が如実に表れたのが、全権を掌握した軍最高評議会との協調関係の維持であろう。軍最高評議会は、二月十三日の声明において、憲法停止と人民議会・シューラー議会の解散を決定した。また、憲法改正、人民議会選挙、大統領選挙を経て六カ月以内に民政移管を目指す行程表を示した。この直後、軍最高評議会主導で組織された憲法改正委員会へ、同胞団はメンバーのソブヒー・サーレハ (Suhdi Saleh) を送り込むなど積極的な協力姿勢を示した。三月一九日、憲法改正案の是非を問う国民投票が実施された。この改正案の主眼は、ムバラク政権期の強大な大統領権限の制限にあった。軍の影響下で作成された憲法改正案に対して、同胞団はいち早く賛成を表明し、メンバーや支持者に対して賛成投票を促した。彼らが改正案に賛成の意を示した理由の一つは、早期の選挙実施が全国的な組織ネットワークを持つ彼らに有利に作用するためであった。また、全権を掌握する軍との協調は、さまざまな機会・利益を同胞団にもたらすものでもあつ

た。自由公正党の認可もその一つといえよう。

「第二革命」への同胞団の対応も、現実主義的な側面を示している。「第二革命」とは、政変後の民主化の進展が不十分であるとして、さらなる政治改革とムバラク政権幹部に対する裁判の迅速化を青年運動などが求めている動きを指す。五月二七日、彼らは「第二革命」のためのデモを広く呼びかけた。これは、間接的に軍の暫定統治を批判するものでもあった。これに対して、同胞団執行部は、エジプト政治はすでに民主化へ着実に進んでいるとし、「第二革命は不必要な対立を引き起こす亀裂と争いをもたらす」として、デモへの参加を拒否した。その後も、民衆の意思が最も尊重されるべきと主張しつつ、これ以上の混乱を引き起こしかねない街頭行動を拒否している。

こうした同胞団の言動からは、全権を掌握する軍部との対立を回避するという現実主義的な判断がうかがえる。また、全国規模での支持基盤をすでに有する同胞団には、さらなる政変ではなく、現行の民政移管プロセスに従って早期の選挙に臨みたいという意図も指摘できよう。「七〇年代世代」の主導する現実主義路線は、暫定統治を担う軍部の意向を逸脱するものではなく、現在の同胞団の政治的影響力を支える一因となっている。しかし、軍部が民政移管プロセスを先延ばしにする場合や、軍部と国民との対立が生じるような場合には、同胞団が軍部との協力関係を見直

す可能性もありうる。

III 自由公正党（FJP）の設立

FJP設立も、政変後のエジプト政治における同胞団の台頭を支える一因である。FJP設立を考える上で重要なのは、彼らが一九五四年以来置かれ続けてきた非合法状態である。ナセル政権下で非合法化された同胞団は、一九七〇年代の復活以降も、サーダート、ムバラク両政権下で合法化されることはなかった。歴代政権は、実質的な最大野党である同胞団の政治的台頭を抑制するため、彼らを非合法状態に置くことを基本政策としてきた。同胞団に政党設立を許可することは、同胞団に合法性を付与することと同義であるため、これを許してこなかった。同胞団は非合法状態に起因する法的脆弱性を抱えることとなり、その活動の支障となっていた。非合法状態の解消は同胞団の長年の「宿願」であった。

二月二二日、同胞団最高指導者バディーウは、同胞団が政党設立へ向けた最終準備段階に入ったことを明らかにした。FJPの最終的な幹部人事は、四月二九（三〇）日に開催された同胞団シューラー評議会の声明で明らかにされた*。党首にムハンマド・ムルスイー（Muhammad

Mursi)、副党首にイルヤーン、事務局長にムハンマド・サアド・カタートウニー (Muhammad Saïd al-Katarni) が選出された。「七〇年代世代」に属する彼らは、人民議会議員を務めた経歴があり、その政治経験から同胞団の政治部門を指導してきた。また、コプト教徒の著名思想家ラフイク・ハビーブ (Rafiq Habib) が第二副党首としてF J Pに加わった。なお、F J Pは財政的・人事的に同胞団から独立した政党と位置付けられている。

五月一八日、F J Pは、カイロ市内の最高裁判所内に設置されている政党委員会へ政党認可申請を提出した。エジプト全土二七県から八八二二名がF J P創設メンバーとなっており、そのなかには九百名以上の女性と九三名のコプト教徒が含まれている。F J Pは設立へ向けて動き出した直後から、女性とコプト教徒の加入を認めると繰り返し続いていた。ハビーブの副党首就任や女性・コプト教徒の参加は、それが反映された結果ともいえよう。その一方で、大統領職を男性ムスリムに限定する基本姿勢には変更はなく、国内外から非民主的であるとの批判が上がる可能性がある。F J P設立声明では、「高貴なるエジプト国民により創られ、勇敢なる軍によって守られた一月二五日革命の精神の下で」、国民の意思を実現するために設立されたと冒頭で述べている。そして、シャリーアを主要な法源と定める憲法第二条に言及した上で、「エジプトはイスラーム

を準拠柱とする市民的国家 (dawla madaniya)」であると述べている^{*}。また、公正性を有する経済開発、アズハル機構や軍部の役割の重視、腐敗対策の重要性などが掲げられている。

六月六日、F J Pは正式認可を獲得し、同胞団は長年におよぶ宿願を達成した。F J Pの認可は同胞団に公的な「政治領域」における活動の自由・権利を与えるものであった。この結果、同胞団は、社会活動によって構築した社会ネットワークに合法的に依拠して政治活動を行うことができるようになった。これは、政変後のエジプト政治において非常に大きな意味を持つ。NDPが解散状態にある現在、同胞団以外に全国規模の動員力を有する政党は存在しないためである。他の政党・政治勢力もこの同胞団の存在感を無視することができない状況にある。六月二一日には、F J Pを中心に、新ワフド党、タガムウ党、ナセリスト党、ワサト党、変革のための国民運動 (N A C) など計一三の政党・政治勢力が人民議会選挙での協力・調整のための会議を開催した。以前から強力な政治勢力であった同胞団だが、F J Pを設立し合法性を獲得したことで、政変後のエジプト政治においてさらに大きな影響力を有することとなった。

IV 同胞団の社会活動

政変後のエジプト政治で同胞団が台頭してきた三つの要因をこれまで検討してきたが、これらすべてを支えているのが同胞団の社会活動、そしてそれによって構築されてきた社会ネットワーク・支持基盤である。NDP解散後のエジプトにおいて、同胞団と他の政治主体を大きく区別する特徴であり、同胞団の政治活動を強く支えている。社会活動の存在を背景とすることこそ、すでに検討した三つの要因が効果的に機能しているといえよう。

同胞団の社会活動は、政治活動よりも長い歴史を有している。一九二八年に創設された同胞団は、二〇世紀前半からさまざまな社会活動を行っていた。モスク・病院・学校・相互扶助組織の運営をはじめ、労働組合・学生組合・婦人団体の組織化、出版会社などの企業経営、モデル都市の建設など多様な活動を行っていた（横田二〇〇六・三七―三九）。ナセル政権によって一九五〇―六〇年代に激しい弾圧を受けた同胞団は、一九七〇年代に組織再建を果たした。その際に活動の中心となったのは、社会活動であった。サードト政権下の外貨導入に依拠する自由主義的な門戸開放政策の進展に伴い、エジプト国民の間で貧富の差

が拡大するなかで、同胞団は都市部を中心に生活支援の社会活動を行った。相互扶助ネットワークの構築、行政・司法相談、無料医療サービス、就職あっせんなどの多様な社会サービスの提供がなされた。近年では、こうした活動に加え、IT企業、建設会社、輸入代理店などの企業経営も目立っていた。

ムバラク政権と同胞団の関係は、一定の活動の自由は認められているものの、同胞団が非合法組織として一定の抑圧を甘受せざるをえない「冷たい共存」であった。それゆえ、同胞団は組織防衛のために、多角的に生存戦略を模索する必要があった。そこで選択されたのが、政権による抑圧への耐性と回復力を有する組織構造の構築であった。すなわち、多様な社会活動を通じて広範・強固な社会ネットワークを構築し、それに立脚して政治活動を推進するという戦略である。社会活動を通じて構築されたネットワークが堅固であれば、政治活動が弾圧を受けたとしても、短期間で回復が可能であった。

ムバラク政権下、同胞団自体は非合法であった。しかし、上述のように、同胞団メンバーが関与する社会活動組織の多くは、社会問題省に登録された合法組織であった。同胞団と関連社会活動組織は公式には別組織であるが、その指導部は重複していた（横田二〇〇六・九一）。同胞団は、イスラーム的な社会公正の実現を掲げ、市民の生活支

援に力を注いできた。社会活動を通じて支持者が形成され、同胞団はそれを政治的動員力へ転化させてきた（横田二〇〇九・六二一六三）。現在のエジプトにおいて、こうした組織形態を持つ政治主体はほぼ同胞団だけといえる。青年運動や他の公認政党に独自の社会ネットワークを持っているものではなく、これは動員力の差となって顕著に現れている。現在、合法政党設立を達成した同胞団は、法的な障壁もなく、その社会ネットワークをFJPへの支持に転化させることが可能となっている。

このような同胞団の動員力は、政変後のエジプト政治において、他の政党・政治勢力に警戒心を抱かせる原因となつている。それゆえ、上述の同胞団シューラー評議会声明も、「同胞団はメンバーを大統領選挙に立候補者として擁立することはない。そして、仮にメンバーが立候補したとしても、その者に対する支持をしない」、「人民議会への立候補者擁立は全議席の四五〜五〇%とする」と述べている。この声明は、同胞団の政治的台頭に対して高まりつつある懸念を念頭に置いたものと考えられる。

同胞団の強固な支持基盤を背景に、来たる人民議会選挙ではFJPの躍進が確実視される状況にある。同胞団の発言や声明の背景には、エジプト国内で同胞団への警戒心や他の政治勢力との摩擦を起こすことなく、まずは長年の宿願である政党設立を実現した上で、その基盤固めを進めた

いとの思惑が感じられる。また、同胞団は、ムバラク政権期から未解決のまま山積する社会・経済問題について、国内のさまざまな政党・政治勢力との協力が不可欠であると繰り返している。そのためにも、「一人勝ち」は避けた方がよいと考えているのであろう。

おわりに

「一月二五日革命」後のエジプト政治における同胞団の伸張の要因は、次のようにまとめることができる。第一に、同胞団は、政変初期には慎重姿勢を保ったものの、反政府デモへの合流によって、政変後のエジプト政治における「正統性」を担保することができた。第二に、政変前後の急速な政治状況の変化に対して、七〇年代世代が主導する現実主義路線を採用することで対応が可能となった。第三に、これまでの同胞団の法的脆弱性の根源であった非合法状態をFJP設立によって克服できた。そして、これら三つの要因を効果的なものとしているのが、同胞団が長年にわたって行ってきた社会活動であり、それを通じて構築された社会的ネットワークである。こうした諸要因を背景に、同胞団は政変後のエジプト政治においても主要な政治主体として活動することに成功している。

その一方で、同胞団が今後も主要な政治主体であり得るか否かは、今後の政治状況に対応できるか否かによるといえよう。とりわけ、今後、軍の暫定統治に対して国民的な抗議行動が大きな規模で発生した際に、同胞団がいかなる選択をするのかは重要になるであろう。今後のエジプト情勢の変化のなかで、引き続き注視をする必要がある。

また、同胞団の抱える内紛という問題も決して軽視できない。本稿執筆現在、同胞団からの分派によって設立された政党は、「指導党 (Hizb al-Riyāda)」「復興党 (Hizb al-Nahda)」「エジプト潮流党 (Hizb al-Tayyar al-Misri)」「改革開発党 (Hizb al-Istishā wa al-Tannīya)」の四つに達している。FJP人事が選挙ではなく、シユラー評議会の指名によるものであったことに対して、青年層を中心に不満を抱くメンバーも多い。また、元指導局メンバーのアブドゥルモネイム・アブー・フトゥーフ ('Abd al-Mun'im Abū al-Futūh) は執行部の意に反して大統領選挙への出馬を表明したため、同胞団から除名された。同胞団メンバーのなかには、同胞団内の改革を急進的に要求する彼を支持する者も多く、さらなる分派が生まれる可能性もある。現在のところ、執行部の下で同胞団は組織の統一を維持しているが、状況次第では組織内の「体制変換」に迫られることも起こりうるかもしれない。

●注

- * 1 たとえば、二〇〇五年の民主化運動高揚期においても、同胞団は政治的自由化・民主化の要求を掲げつつも、明確な政権打倒を主張することはなかった。
- * 2 たとえば、同胞団メンバーが執行部を占めるイスラーム医療協会は、一九七七年に社会問題省へ民間慈善団体として登録され、合法的に医療活動を行ってきた。
- * 3 <http://www.ikhwanonline.com/new/Article.aspx?ArtID=78573&SecID=0> (二〇一一年六月二〇日)
- * 4 改正内容案について詳しくは <http://weekly.ahram.org.eg/2011/1039/eg22.htm> (二〇一一年六月二〇日)。
- * 5 <http://www.ikhwanweb.com/article.php?id=28633> (二〇一一年六月二〇日)
- * 6 <http://www.ikhwanonline.com/new/Article.aspx?SecID=211&ArtID=83451> (二〇一一年六月二〇日)
- * 7 <http://www.ikhwanonline.com/new/Article.aspx?ArtID=84541&SecID=211> (二〇一一年六月二〇日)
- * 8 二〇〇五年人民議会選挙綱領においても同様の記述が見られる。それ以降の選挙綱領でも繰り返し述べられている文言である (横田二〇一〇: 九一—一〇)。

●参考文献

- 川上泰徳 (二〇一一) 『現地発エジプト革命——中東民主化のゆくえ』岩波書店。
- 酒井啓子 (二〇一一) 「エジプトの歓喜とリビアの悲劇——アラブの『民衆革命』はいつまで『新しく』あり得るか」『現

代思想」三九(四)、四〇―四五頁。

横田貴之(二〇〇六)『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』ナカニシヤ出版。

横田貴之(二〇〇九)『原理主義の潮流——ムスリム同胞団』山川出版社。

横田貴之(二〇一〇)「エジプト・ムスリム同胞団とイスラーム法施行問題」『二〇世紀研究』一一、一一―二二頁。

Lust-Okar, Ellen (2005) *Structuring Conflict in the Arab World: Incumbents, Opponents, and Institutions, Structuring Conflict*. Cambridge: Cambridge University Press.

(よこた・たかゆき／日本大学国際関係学部)